

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【水産大学校】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月28日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式1において明朝体で記載しているもの及び様式2において灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	独立行政法人水産大学校

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	●独立行政法人通則法の改正を受け、平成19年度に発生した旧耕洋丸の売払代金84,000千円を平成23年3月18日に国庫納付した。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○田名臨海実験実習場については、学内の委員会組織での検討を踏まえ、平成27年度中に国庫納付を行う予定であり、その準備として25年度より、同実習場で行っている実習等を、本学もしくは小野臨湖実験実習場等で試験的に実施している。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	●当法人の施設はいずれも当法人の事務・事業を実施する上で必要な資産であるが、毎年度利用状況に付き調査を行うなど不要資産の有無の点検を行っている。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●当法人の事務所は1ヶ所で、すでに集約されているが、今後も管理部門の効率化に努めてまいりたい。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○田名臨海実験実習場については、学内の委員会組織での検討を踏まえ、平成27年度中に国庫納付を行う予定であり、その準備として25年度より、同実習場で行っている実習等を、本学もしくは小野臨湖実験実習場等で試験的に実施している。

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 平成22年度に複数年契約を取り入れるなど契約方法の改善を図ったところ。引き続き競争入札等推進委員会において一者応札・応募となった契約について事後点検を実施し、今後も実質的な競争性を確保して、コストの削減や透明性の確保を図る。

→22年度の状況
(金額ベース)
一般競争等1,215,936,807円(96.0%)、競争性のない随意契約50,278,800円(4.0%)
(件数ベース)

一般競争等62件(84.9%)、競争性のない随意契約11件(15.1%)
(注)競争性のない随意契約には、国等の委託研究の公募に際し、共同研究グループの代表として当法人が中核研究機関として応募し、外部専門家等の審査の上にて採択された後、当該共同研究グループに所属する機関に対し中核研究機関から再委託したものを含む。(49百万円、10件)

また、残りの1件については、相手先を特定された官報掲載業務であり、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるため、一般競争入札等への移行は行っていない。

→23年度の状況
(金額ベース)
一般競争等400,358,742円(99.7%)、競争性のない随意契約1,393,524円(0.3%)
(件数ベース)

一般競争等46件(97.9%)、競争性のない随意契約1件(2.1%)
(注)競争性のない随意契約1件は、相手先を特定された官報掲載業務であり、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるため、一般競争入札等への移行は行っていない。

→24年度の状況
(金額ベース)
一般競争等330,447,230円(99.6%)、競争性のない随意契約1,186,974円(0.4%)
(件数ベース)

一般競争等51件(98.1%)、競争性のない随意契約1件(1.9%)
(注)競争性のない随意契約1件は、相手先を特定された官報掲載業務であり、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるため、一般競争入札等への移行は行っていない。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

—

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成25年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。(当法人には「関連法人」はない)</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p> <p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p> <p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●当法人の事業に関する全ての物品・役務の発注は1部署で行っており、引き続き可能なものについては一括での調達を行っていく。</p> <p>該当なし。</p> <p>●施設等の保守管理、警備業務等について、コスト等を比較・考慮し、平成24年度より、水産大学校の施設の管理・運営業務について、複数年、包括的契約を実施したところ。</p> <p>●公共サービス改革プログラムを踏まえ、仕様の見直し等を行い、実質的な競争を確保するとともに、契約案件の取りまとめを行う等、調達の効率化、経費の削減に努めている。また、水産大学校の施設の管理・運営業務について、平成24年度より4年間の複数年、包括的契約を実施したところ。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	●役員給与については「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行い、職員給与については、一部労使交渉中の事項を除き、平成24年5月から国家公務員の給与特例法に準じた給与規程改正の措置を講じている。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	●ラスパイレス指数は89.7(平成24年度)であり、国家公務員より給与水準が低い。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表することとしている。
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	—
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●給与水準については、監事による監査、独立行政法人評価委員会において、ラスパイレス指数が100を超えていないか等について事後評価を行ってきたところであるが、今後も引き続き厳格なチェックを行う。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	●中期目標等にて、「中期目標期間中、平成22年度予算額を基準として、一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行った金額相当額以内に抑制する。」と定めている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●今後も引き続き、国家公務員に準じたものとする。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●毎年度の事業費等については、合理性、効率性の観点から当該年度の予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各部署等の業務の実施状況等も勘案した上で、具体的な予算の執行に関する計画を作成している。また、新たな教育・研究課題に対応するために整備や更新が必要となる機器の購入等については、学内で公募を行い、理事長等によるヒアリングにより優先性の高いものに対して必要最小限の経費を配分している。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●内部統制の強化等を図るため、平成21年7月1日より監査役を設置しており、引き続きこの体制で内部監査業務を実施する。

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	●国立大学法人と同等の授業料負担としている。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	●事業内容が教育という直接利益を生み出さないものであることから、協賛等による安定した収入は見込み難い。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●引き続き、産学公交流イベントへの参加、HP掲載、記者レク等を行い、積極的な研究成果の利活用を推進する。なお、研究成果のうち第三者による権利化を防衛する必要のあるもの等で、特許等の知的財産権となりうるものについては積極的に出願し取得に努める。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	●当法人は水産業を担う人材の育成を図ることを目的とした教育機関であり、教育の一貫性や継続性を確保する観点から、通常、事業を複数の候補案件から選択することはない。 ただし、教育の内容については、(独)大学評価・学位授与機構や(社)日本技術者教育認定機構等の外部機関の審査を受けることにより質の確保を図るとともに、外部有識者8名からなる外部評価委員会からの評価を踏まえた自己評価を行い、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて業務運営および中期計画の進行管理に適切に反映させること等により、効率的な事業実施や実施過程の透明性を確保している。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●これまでも各段階で、外部の者を含めた外部評価委員会、独立行政法人評価委員会等において評価を実施し、評価結果を予算配分等に反映させてきた。また、評価結果についても引き続き、ホームページ上で公表し、国民への説明責任を果たすこととする。

No.	58	所管	農林水産省	法人名	水産大学校
-----	----	----	-------	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 水産に関する学理及び技術の教授及び研究	水産業を担う人材の育成教育の在り方に係る検討及び事業規模の縮減	23年度から実施	事業仕分けの結果を踏まえ、専攻科定員配分の見直しによる水産系海技士養成の重点化、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上を図るほか、水産業を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方について引き続き検討する。また、次期中期目標期間において、田名臨海実験実習場を廃止し国庫納付することなどを検討し、事業規模を縮減する。	1a	<p>平成23年4月1日に学則を改正して専攻科の定員配分の変更（船舶運航課程25名・船用機関課程25名→両課程合わせて50名）を実施し、社会の需要等に応じた重点的な海技士養成が可能な体制としたほか、国立大学法人との間で、練習船の教育効果向上のための情報交換や共同研究等を行い、こうした連携を通じて水産系海技士教育の効果を高めるとともに、得られた知見を卒論研究に反映させるほか、引き続き継続的な教育改善に取り組むなど効果的・効率的な水産業を担う人材の育成教育を実施している。</p> <p>田名臨海実験実習場については、閣議決定の翌年の平成23年10月に同実習場を円滑に廃止するための委員会を設置し、同委員会での進捗管理を図りつつ、平成27年度中に国庫納付を行う予定であり、その準備として25年度より、同実習場で行っている実習等を、本学もしくは小野臨湖実験実習場等で試験的に実施している。</p> <p>また、中期目標等にて、「中期目標期間中、平成22年度予算を基準として、一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行った金額相当額以内に抑制する。」と定め、平成25年度予算においては22年度に比べて、一般管理費は29,020千円（13.6%）、業務経費は46,728千円（8.1%）削減し、事業規模の縮減を行っている。</p>	<p>水産系海技士養成の重点化、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上、効果的・効率的な水産業を担う人材の育成教育については、実施済み。</p> <p>田名臨海実験実習場の廃止及び中期目標等で定める一般管理費、業務経費の削減による事業規模の縮減は、予定通り実施の見込み。</p>

No.	58	所管	農林水産省	法人名	水産大学校
-----	----	----	-------	-----	-------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	水産に関する学理及び技術の教授及び研究	設置目的に沿った重点化等による講座数の削減等を平成21年度以降に実施する。	1	水産施策の課題に適切に対応しつつ、本校の設置目的に沿った重点化等のため、平成22年4月に各学科の講座数を3講座から2講座に削減。	措置済み
2	組織の見直し	組織体制の整備	平成20年度から水産情報経営学科を水産流通経営学科に改組する。	1	水産流通等に関する教育の充実強化のため、平成20年4月から水産情報経営学科を水産流通経営学科に改組。	措置済み
3	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	競争入札等推進委員会を設置する。	1	競争入札を推進し、契約の透明性を図るため、平成20年7月に競争入札等推進委員会を設置。	措置済み